



医政発第1016011号

平成20年10月16日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長



短時間正規雇用支援事業の実施について

標記については、別紙「短時間正規雇用支援事業実施要綱」を定め、平成20年10月16日より適用することとしたので通知する。

事業の円滑かつ効果的な実施について、遺憾のないよう御配慮をお願いする。

短時間正規雇用支援事業実施要綱

1 目的

医師確保については、全国各地において深刻な問題となってきており、地域で必要な医師の確保を図るための早急な対応が求められている。

特に、勤務医の過重労働の軽減及び女性医師対策は喫緊の課題となっており、「短時間正規雇用」の導入により、フルタイム職員と比較して所定労働時間の短く、基本的には残業がない短時間勤務制度を医師が選択できる体制を整え、医療機関における医師を安定的に確保することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村及び厚生労働大臣が認める者とする。

3 事業内容

「短時間正規雇用」を導入する医療機関を支援し、勤務医の過重労働の軽減及び女性医師の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医師の離職防止・復職支援を図る。

4 国の補助

国は、予算の範囲内で、短時間正規雇用支援事業に要する経費について別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。